

大分県報

令和六年
十月二日
号外（六五）

（水曜日）

目次

規則

大分県看護師等修学資金貸与条例施行規則の一部改正……………一

〇規則

大分県看護師等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和六年十月二日

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県規則第五十六号

大分県看護師等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

大分県看護師等修学資金貸与条例施行規則（昭和三十七年大分県規則第七十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「もの（）」の下に「保健師、助産師、看護師若しくは准看護師（以下「看護職員」という。）が大分市、別府市若しくは由布市の区域外に所在する病院において従事する場合又は」を加え、「看護職員」を「保健師、助産師若しくは看護師」に改め、同条第五号中「保健師、助産師、看護師又は准看護師（以下「看護職員」という。）」を「看護職員」に改め、同条第六号中「第六条の二の第三項」を「第七条第二項」に改め、同条第七号中「第二十二条」を「第十七条の二第三項」に、「母子健康包括支援センター」を「こども家庭センター」に改め、「助産師が」の下に「同法第二十二条第一項各号に掲げる事業に係る業務に」を加え、同条第八号中「第二十一条第二項第一号」を「第二十四条第二項第一号」に改め、同条第十五号を削り、同条第十六号中「老人福祉法」の下に「（昭和三十八年法律第三百三十三号）」を加え、同条第十五号とし、同条第十七号を同条第十六号とする。

附則

令和六年十月二日

大分県報号外（規則）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の大分県看護師等修学資金貸与条例施行規則第二条第一号の規定は、令和五年四月一日から適用する。